



## 目 次

### 条 例

◇川崎市住民投票条例の一部を改正する条例（第18号）	1538
◇川崎市市税条例の一部を改正する条例（第19号）	1538
◇川崎市個人市民税の控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を定める条例の一部を改正する条例（第20号）	1538
◇川崎市子ども・子育て会議条例（第21号）	1539
◇川崎市心身障害者総合リハビリテーションセンター条例の一部を改正する条例（第22号）	1539
◇川崎市保育園条例の一部を改正する条例（第23号）	1540
◇川崎市地方卸売市場業務条例の一部を改正する条例（第24号）	1540
◇川崎市動物の愛護及び管理条例の一部を改正する条例（第25号）	1542
◇川崎市老人福祉センター条例及び川崎市高津老人福祉・地域交流センター条例の一部を改正する条例（第26号）	1543
◇川崎市地区計画の区域内における建築物等の形態意匠の制限に関する条例の一部を改正する条例（第27号）	1544
◇川崎市地区計画の区域内における建築物に係る制限に関する条例の一部を改正する条例（第28号）	1544
◇川崎市都市公園条例の一部を改正する条例（第29号）	1547
◇川崎市墓地条例の一部を改正する条例（第30号）	1547
◇川崎市靈堂条例の一部を改正する条例（第31号）	1548

### ◇川崎市港湾施設条例の一部を改正する条例（第32号）

1549

### ◇川崎市火災予防条例の一部を改正する条例（第33号）

1550

### ◇川崎市立学校の設置に関する条例の一部を改正する条例（第34号）

1550

### ◇川崎市立高等学校入学選考料等徴収条例の一部を改正する条例（第35号）

1550

### ◇川崎市高等学校奨学金支給条例の一部を改正する条例（第36号）

1550

### ◇川崎市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例（第37号）

1551

### ◇川崎市営住宅条例の一部を改正する条例（第38号）

1554

### 規 則

#### ◇川崎市心身障害者総合リハビリテーションセンター条例施行規則の一部を改正する規則（第61号）

1554

#### ◇川崎市地方卸売市場業務条例施行規則の一部を改正する規則（第62号）

1555

#### ◇川崎市動物の愛護及び管理条例の一部を改正する規則（第63号）

1558

#### ◇川崎市老人福祉センター条例及び川

崎市高津老人福祉・地域交流センタ

ー条例の一部を改正する条例の一部

の施行期日を定める規則（第64号）

1559

#### ◇川崎市高津老人福祉・地域交流セン

ター条例施行規則の一部を改正する

規則（第65号）

1559

#### ◇川崎市都市公園条例施行規則の一部を改正する規則（第66号）

1559

#### ◇川崎市墓地条例施行規則の一部を改

正する規則（第67号）

1559

#### ◇川崎市靈堂条例施行規則の一部を改

正する規則（第68号）

1562

#### ◇川崎市港湾施設条例施行規則の一部を改正する規則（第69号）

1564

◇川崎市公害防止等生活環境の保全に

関する条例施行規則の一部を改正す

る規則（第70号）……………	1566	◇港湾施設の名称、位置、規模等（第470号）……………	1580
◇川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例施行規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則（第71号）……………	1568	◇道路区域の変更（第471号）……………	1582
◇鳥インフルエンザ（H7N9）を指定感染症として定める等の政令の施行に伴う川崎市保健所長委任規則及び川崎市感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行細則の準用に関する規則（第72号）……………	1568	◇道路の供用開始（第472号）……………	1582
◇川崎市保健所長委任規則及び川崎市建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行細則の一部を改正する規則（第73号）……………	1569	◇道路区域の変更（第473号）……………	1583
◇川崎市営住宅条例施行規則の一部を改正する規則（第74号）……………	1569	◇道路区域の変更（第474号）……………	1583
<b>告 示</b>		◇道路区域の変更（第475号）……………	1583
◇自転車等の撤去と保管（第451号）……………	1569	◇港湾施設の名称、位置、規模等（第476号）……………	1583
◇土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定（第452号）……………	1570	◇生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による指定医療機関の指定（第477号）……………	1584
◇土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定及び指定の一部解除（第453号）……………	1572	◇生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による指定医療機関の変更（第478号）……………	1584
◇道路区域の変更（第454号）……………	1575	◇生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による指定医療機関の廃止（第479号）……………	1584
◇道路の供用開始（第455号）……………	1575	◇生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による指定施術者の指定（第480号）……………	1584
◇道路区域の変更（第456号）……………	1575	◇道路区域の変更（第481号）……………	1584
◇道路の供用開始（第457号）……………	1575	◇道路の供用開始（第482号）……………	1584
◇粗大ごみの処理の手数料の収納事務の委託（第458号）……………	1575	<b>公 告</b>	
◇議決された予算の公表（第459号）……………	1575	◇一般競争入札の執行（第276号）……………	1584
◇川崎市男女共同参画センターの指定管理者の指定（第460号）……………	1577	◇環境影響評価に関する条例による条例見解書の公告（第277号）……………	1585
◇道路区域の変更（第461号）……………	1577	◇道路位置の変更（第278号）……………	1586
◇道路区域の変更（第462号）……………	1577	◇道路位置の指定（第279号）……………	1586
◇自転車等の撤去と保管（第463号）……………	1578	◇一般競争入札の執行（第280号）……………	1586
◇生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による指定介護機関の指定（第464号）……………	1578	◇道路位置の指定（第281号）……………	1588
◇生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による指定介護機関の廃止（第465号）……………	1578	◇一般競争入札の執行（第282号）……………	1588
◇市道路線の認定（第466号）……………	1578	◇一般競争入札の執行（第283号）……………	1589
◇道路区域の決定（第467号）……………	1579	◇一般競争入札の執行（第284号）……………	1590
◇道路の供用開始（第468号）……………	1579	◇開発行為に関する工事の完了（第285号）……………	1591
◇市道路線の廃止（第469号）……………	1580	◇開発行為に関する工事の完了（第286号）……………	1591
		◇開発行為に関する工事の完了（第287号）……………	1591
		◇一般競争入札の執行（第288号）……………	1591
		◇開発行為に関する工事の完了（第289号）……………	1594
		◇一般競争入札の執行（第290号）……………	1594

## 附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。  
(指定管理者の指定に係る手続の特例)
- 2 この規則の施行の日以後最初に行われる川崎市港湾施設条例（昭和22年川崎市条例第33号）第2条の2第1項の指定に係る手続については、改正後の規則（以下「新規則」という。）第1条の2の規定は、適用しない。  
(指名の通知)
- 3 市長は、川崎市港湾施設条例の一部を改正する条例（平成25年川崎市条例第32号）附則第3項の規定により法人その他の団体（以下「法人等」という。）を指名するときは、当該指名を受ける法人等に対し、その旨及び新規則第1条の2各号に掲げる事項を書面によ

り通知する。

川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年6月28日

川崎市長 阿部 孝夫

## 川崎市規則第70号

川崎市公害防止等生活環境の保全に関する  
条例施行規則の一部を改正する規則

川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例施行規則（平成12年川崎市規則第128号）の一部を次のように改正する。

第26号様式中「あて先」を「宛先」に改め、同様式（付表1）中「すべて」を「全て」に改め、同様式（付表4）中

「

対象事項	計画策定期段階における配慮事項 (現状及び予定の配慮事項)	計画期間に取り組んだ配慮項目
大気汚染物質の排出の抑制		
排水指定物質の排出抑制及び水の汚染状態を示す項目の改善		
化学物質の適正管理（排煙指定物質及び特定有害物質に限る。）		
自動車排出ガスの排出の抑制等		
温暖化物質の排出の抑制		
省資源及び省エネルギー対策（省資源率、エネルギー効率等）		
オゾン層破壊物質の排出の防止		
廃棄物の発生抑制、再利用及び再生利用並びに廃棄物の適正処理		

指定事業所における環境の保全に係る組織体制の整備		
合 計 点		
指 数		
備 考		

を

「

対象事項	計画策定段階における配慮項目		計画期間に取り組んだ配慮項目
	現状の配慮項目	予定の配慮項目	
大気汚染物質の排出の抑制			
排水指定物質の排出抑制及び水の汚染状態を示す項目の改善			
化学物質の適正管理（排煙指定物質及び特定有害物質に限る。）			
自動車排出ガスの排出の抑制等			
温暖化物質の排出の抑制			
省資源及び省エネルギー対策（省資源率、エネルギー効率等）			
オゾン層破壊物質の排出の防止			
廃棄物の発生抑制、再利用及び再生利用並びに廃棄物の適正処理			

指定事業所における環境の保全に係る組織体制の整備			
合 計 点			
指 数			
備 考			

に改める。

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例施行規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年6月28日

川崎市長 阿部 孝夫

#### 川崎市規則第71号

#### 川崎市公害防止等生活環境の保全に関する 条例施行規則の一部を改正する規則の一部 を改正する規則

川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例施行規則の一部を改正する規則（平成14年川崎市規則第37号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「平成25年6月30日」を「平成28年6月30日」に改める。

附則別表中「平成25年6月30日」を「平成28年6月30日」に改め、同表ほう素及びその化合物の項中「50ミリグラム」を「40ミリグラム」に改め、同表中

「

ふつ素及びその化合物	電気めっき業（海域以外の公共用水域に排水を排出するものに限る。）	1リットルにつきふつ素として15ミリグラム
	昭和49年12月1日において現にゆう出している温泉を利用する事業所	1リットルにつきふつ素として50ミリグラム

」を

「

ふつ素及びその化合物	電気めっき業（海域以外の公共用水域に排水を排出するものに限る。）	1リットルにつきふつ素として15ミリグラム
	昭和49年12月1日において現にゆう出している温泉（自然に湧出しているもの（掘削により湧出させたものを除く。以下同じ。）を除く。）を利用する事業所	1リットルにつきふつ素として30ミリグラム
	昭和49年12月1日において現にゆう出している温泉（自然に湧出しているものに限る。）を利用する事業所	1リットルにつきふつ素として50ミリグラム

」に改め、同表アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物の項中「400ミリグラム」を「300ミリグラム」に改める。

#### 附 則

この規則は、平成25年7月1日から施行する。

鳥インフルエンザ（H7N9）を指定感染症として定める等の政令の施行に伴う川崎市保健所長委任規則及び川崎市感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行細則の準用に関する規則をここに公布する。

平成25年6月28日